

独立行政法人教員研修センターに関する省令及び独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照表 目次

○独立行政法人教員研修センターに関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）（第一条関係）

..... 1

○独立行政法人教職員支援機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）（第二条関係）

..... 16

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">独立行政法人教職員支援機構に関する省令</p> <p style="text-align: center;">（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）</p> <p>第一条 独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。</p> <p style="text-align: center;">（監査報告の作成）</p> <p>第一条の二 機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。こ</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人教員研修センターに関する省令</p> <p style="text-align: center;">（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）</p> <p>第一条 独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。</p> <p style="text-align: center;">（監査報告の作成）</p> <p>第一条の二 センターに係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。こ</p>

の場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 機構の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 (略)

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五・六 (略)

の場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 センターの役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、センターの他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 センターの業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 センターの役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 センターの役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその

(監事の調査の対象となる書類)

第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第十八号。以下「機構法」という。）及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 機構法第十条第一号に規定する研修に関する事項
- 二 機構法第十条第二号に規定する助言に関する事項
- 三 機構法第十条第三号に規定する指導、助言及び援助に関する事項
- 四 機構法第十条第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項
- 五 業務委託の基準
- 六 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 七 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

理由

六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第一条の三 センターに係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号。以下「センター法」という。）及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条の四 センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 センター法第十条第一号に規定する研修に関する事項
- 二 センター法第十条第二号に規定する指導、助言及び援助に関する事項
- 三 センター法第十条第三号に規定する指導、助言及び援助に関する事項
- 四 センター法第十条第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項
- 五 業務委託の基準
- 六 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 七 その他センターの業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに(機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく)、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第三条 機構に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

(年度計画の作成・変更に係る事項)

第四条 機構に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第二条 センターは、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに(センターの最初の事業年度の属する中期計画については、センターの成立後遅滞なく)、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 センターは、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第三条 センターに係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

(年度計画の作成・変更に係る事項)

第四条 センターに係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 センターは、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

第五条 機構に係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一 (略)
---	---------------------	-------

(業務実績等報告書)

第五条 センターに係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期計画及び年度計画の実施状況 ロ 当該事業年度における業務運営の状況 ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ 当該事業年度の属する中期目標の期
---	---------------------	---

<p>中期目標の期間の終了時に 見込まれる中期目標の期間</p>	
<p>中期計画に定めた項目</p>	
<p>一 (略)</p>	<p>二 当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間の終了時に 見込まれる中期目標の期間</p>	
<p>中期計画に定めた項目</p>	
<p>一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項</p>	<p>間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>

における業務  
の実績及び当  
該実績につい  
て自ら評価を  
行った結果を  
明らかにする  
報告書

二 当該項目が通則法第二十九条第二項第  
二号から第五号までに掲げる事項に係る  
ものである場合には、前号に掲げる業務  
の実績について機構が評価を行った結果  
。なお、当該評価を行った結果は、次の  
イからハまでに掲げる事項を明らかにし  
たものでなければならない。  
イ 評定及び当該評定を付した理由  
ロ 業務運営上の課題が検出された場合  
には、当該課題及び当該課題に対する  
改善方策

における業務  
の実績及び当  
該実績につい  
て自ら評価を  
行った結果を  
明らかにする  
報告書

に係るものである場合には次のイからニ  
まで、同項第三号から第五号までに掲げ  
る事項に係るものである場合には次のイ  
からハまでに掲げる事項を明らかにした  
ものでなければならない。  
イ 中期目標及び中期計画の実施状況  
ロ 当該期間における業務運営の状況  
ハ 当該項目に係る指標がある場合には  
、当該指標及び当該期間における毎年  
度の当該指標の数値  
ニ 当該期間における毎年度の当該項目  
に係る財務情報及び人員に関する情報  
二 当該項目が通則法第二十九条第二項第  
二号から第五号までに掲げる事項に係る  
ものである場合には、前号に掲げる業務  
の実績についてセンターが評価を行った  
結果。なお、当該評価を行った結果は、  
次のイからハまでに掲げる事項を明らか  
にしたものでなければならない。  
イ 評定及び当該評定を付した理由  
ロ 業務運営上の課題が検出された場合  
には、当該課題及び当該課題に対する  
改善方策



<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>			
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>一 (略)</p>	<p>ハ 過去の報告書に記載された改善方針のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>二 当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務</p>			
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>			
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務</p>	<p>ハ 過去の報告書に記載された改善方針のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>			

	<p>の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>2 機構は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p>	<p>の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>2 機構は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第八条 機構の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>2 センターは、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第八条 センターの会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規</p>

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 (略)

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第九条の二 文部科学大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定す

定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、センターが業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第九条の二 文部科学大臣は、センターが業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指

ることができる。

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

第九条の三 文部科学大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

(財務諸表)

第十条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

第十条の二 機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構に関する基礎的な情報

イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要

ロ〜ニ (略)

定することができる。

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

第九条の三 文部科学大臣は、センターが通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

(財務諸表)

第十条 センターに係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

第十条の二 センターに係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 センターに関する基礎的な情報

イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他のセンターの概要

ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地

ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額(前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。)

ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数

二〇四（略）

3 事業報告書には、通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（財務諸表の閲覧期間）

第十一条 機構に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（短期借入金の認可の申請）

第十二条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一〇七（略）

ニ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びにセンターへの出向者の数

二〇四（略）

3 事業報告書には、通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（センターを構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（財務諸表の閲覧期間）

第十一条 センターに係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（短期借入金の認可の申請）

第十二条 センターは、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 借入れ又は借換えの額
- 三 借入先又は借換先

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)

第十三条 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

第十四条 機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

(通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織)

第十四条の二 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五

四 借入れ又は借換えの利率

五 償還の方法及び期限

六 利息の支払いの方法及び期限

七 その他必要な事項

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)

第十三条 センターに係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

第十四条 センターは、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 処分等に係る財産の内容及び評価額

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 センターの業務運営上支障がない旨及びその理由

(通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織)

第十四条の二 センターに係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職

年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 (略)

(通則法第五十条の六第二号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位)

第十四条の三 機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として文部科学大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(通則法第五十条の六第二号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位)

第十四条の三 センターに係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第十五条 機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

附則

(施行期日)

第一条 (略)

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 (略)

第十五条 センターに係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 センターの成立の際センター法附則第七条第二項の規定により政府からセンターに対し出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があつたものとする。



○独立行政法人教職員支援機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務方法書に記載すべき事項）</p> <p>第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 機構法第十条第一号に規定する研修に関する事項</p> <p>二 機構法第十条第二号に規定する助言に関する事項</p> <p>三 機構法第十条第三号に規定する指導、助言及び援助に関する事項</p> <p>四 機構法第十条第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項</p> <p>五 機構法第十条第五号に規定する認定に関する事項</p> <p>六 機構法第十条第六号に規定する教員資格認定試験の実施に関する事務に関する事項</p> <p>七 業務委託の基準</p> <p>八 競争入札その他契約に関する基本的事項</p> <p>九 その他機構の業務の執行に関して必要な事項</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）</p> <p>第三条 機構法附則第九条に規定する業務が行われる場合には、機構に係</p>	<p>（業務方法書に記載すべき事項）</p> <p>第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 機構法第十条第一号に規定する研修に関する事項</p> <p>二 機構法第十条第二号に規定する助言に関する事項</p> <p>三 機構法第十条第三号に規定する指導、助言及び援助に関する事項</p> <p>四 機構法第十条第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五 業務委託の基準</p> <p>六 競争入札その他契約に関する基本的事項</p> <p>七 その他機構の業務の執行に関して必要な事項</p> <p>（新設）</p>

る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の四各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第一項に規定する業務に関する事項とする。